

問題 1

【出題意図】 経済的自由の規制に関する一元論と二元論（通説・判例）の対立を整理して理解できているかを問うもの。本論点は、この分野での事例問題に対応する際に必須の論点であり、既修者コースの入学者であれば十分な理解が必要である。難問とは思わないが、一定程度の理解には一定程度の点数を与えるものとする。

【採点講評】 森林法判決、目的二分論は、既修者コース受験生であれば誰でも知っているかと思われたが、意外に記憶が不鮮明なようで、出来があまりよくなかった。数少ない最高裁の違憲判決であり、理論的な部分も含め、的確な学習が必要であろう。

問題 2

【出題意図】 苫米地事件（最大判昭和 35 年 6 月 8 日民集 14 巻 7 号 1026 頁）を素材に、衆議院の解散という基本論点を問うものである。設問は、法曹志望者に対し、ある主張の根拠となる学説等を選択的に主張することを要求するものであり、69 条説を補強し、7 条説等の問題点を的確に指摘することが望まれる。

【採点講評】 偶然にも衆議院が解散された直後であり、政治部門の基本論点中の基本論点なのであまねく高得点を期待したが、必ずしもそうではない。苦し紛れのものも散見された。7 条説と 69 条説ぐらいは確実に理解しておかれない。基本判例、基本論点をきちんとつぶしておくことは、今後ますます重要である。他方、優秀な答案もあった。

問題 3

【出題意図】 行政法学の基本原則である「法律の留保」について、通説であり実務を支配している侵害留保説の正確な理解に立脚して、それに対していかなる学説が提唱されており、こうした論争の意義はいかなる点にあるのかについて、受験生の理解度を確認するのが、出題の意図である。難問とは思わないが、一定程度の理解には一定程度の点数を与えるものとする。

【採点講評】 法律の留保の意味、通説・実務を支配する侵害留保原理の内容については、よく理解できていた。法律の法規創造力の原理とは、法律のみが法規（国民の権利を制限し、義務を課すことのできる規範）たりうるという原理であり、侵害留保原理を裏返した考え方である。法律の法規創造力の原理と法律の留保の関係について正確に論じられていたものは皆無で、やや物足りなかった。法律の留保に関する他の学説については、社会留保説や全部留保説と比較検討されていたものが多く、どれも及第点といえる内容であった。